

監査報告書

平成20年6月24日

国立大学法人 山口大学
学長 丸本卓哉 殿

国立大学法人 山口大学

監事

佐々宣道



監事

上野寛



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項に基づき、国立大学法人山口大学の第4期事業年度（自平成19年4月1日、至平成20年3月31日）の会計及びその他の業務について監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

なお、前任監事の任期は平成20年3月31日をもって終了し、私ども監事は、同年4月1日に後任の監事に就任しておりますので、前任監事が任期中に行った監査の実施状況及び監査結果をふまえて監査を実施しました。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、自ら策定した年度監査計画に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、大学院、附属病院及びその他の教育研究施設において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査計画をはじめ、監査実施の状況及び監査結果の報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、国立大学法人山口大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、当期末処分利益の処分内容及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人山口大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 第4期事業年度の年度計画に基づき業務が適正に運営されているものと認めます。
- (5) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上